# 流山市市民参加条例第15回検討委員会会議録

日 時:平成22年10月12日(火)

午後7時から9時まで

場 所:市役所 305会議室

# 出席委員

梅谷委員、越智委員、狼委員、片岡委員、金田委員、管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

## 欠席委員

伊藤委員

## 傍聴者

なし

## 事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、 須郷係長

## 議題

- (1) 全体に関わる論点について
  - · 1 前文
  - 2 総則 目的 定義
  - ・5 6 コミュニティの部分
  - 7 環境
  - 8 組織
- (2) その他
  - ・意見交換会
  - 市民まつりのブースについて

#### (事務局・高橋)

皆さん、こんばんは。ただいまから流山市市民参加条例検討委員会を第15回ですが、開催いたします。

それでは、委員長よろしくお願いします。

## (委員長)

今日も傍聴の方もいらっしゃらないということです。本日の出席 状況で欠席があり、なお遅刻の申し出があるということです。欠席 はA委員、それから少し遅れるということで、Eさんが15分くら い、Iさんが30分くらい遅れるということで、現時点で10人中 7人出席しておりますので、流山市市民参加条例検討委員会要綱第 6条の規定に基づき、半数以上の出席がございますので、会議は成 立していることを御報告いたします。

それでは、この1週間の間に方向が変わったといいますか、意見 交換会の日程についてまず動きというのですか、報告がありますの で、この件について事務局から報告をお願いいたします。

#### (兼子コミュニティ課長)

意見交換会の日程のことなのですが、関谷先生1番いてほしいとのご意見が強かったので、そこで今関谷先生と調整しまして、11月21日日曜日午前10時から12時までということでよろしくお願いいたします。

#### (D委員)

すみません、委員長、私はこの日は出席できません。

### (C委員)

すみません、私も高野山にいっていません。

### (委員長)

もう先生がこの日しかないということですから、この日でやるということで、決めたいと思います。事務局からはそういうことでよろしいですね。

## (兼子コミュニティ課長)

11月21日10時から12時までの2時間で、場所は市役所の 委員会室です。先生の都合で1回のみとなりました。

#### (C委員)

何人くらいはいるのですか。

## (兼子コミュニティ課長)

委員会室は、100人弱です。椅子をいれれば大丈夫です。

## (委員長)

では、時間、場所そういったことでこれは決まりということです すめるということになります。では、中身について委員会の意見、 Hさんのほうから御報告。

## ( H 委 員 )

この中身についてと場所とかのもう1度確認を踏まえて、今日A さんからメールがあったのですけれども、その説明をしていきたい と思います。

まず目的のところですけれども、前回この①のところが市民参加条例及びその基礎である自治基本条例の市民への啓発と共感者の創出と書いてあったのですけれども、こちらの最初の自治基本条例のところが抜けて、①のようになりました。②については、現在案とのマッチングというのが最後についていたのですけれども、こちらは削除した形になりました。

2の日時については11月21日の、10時に直してください。 10時から12時までになります。場所が市役所4階と先ほどいわれていたところと、東部公民館講義室というところがあって、この2ヵ所のどちらがいいかみたいな。

## (D委員)

これは、午前1回しかやらないのですよね。午前しかやらないか

ら市役所1か所で決まりですよね。

## (H委員)

下のところですね、動員目標がこれはまだ決まってないみたいで すけど、定員ぎりぎりまでということで。

内容について入ります。まずここは、最初市長挨拶が最初だったのですけれども、委員長挨拶をしてから市長挨拶、もし井崎市長が来られたらという場合で、市長挨拶が入りました。次に関谷先生が来られることになったので、市民参加条例の意義とか流山での導入する経緯などを含めて、講演していただこうと思います。4番目にこの全体としての報告、説明というのが前回議論されていたを、ごのではとしての報告、説明というがでしていただこうと思います。5番については、変更点はないので、次の6番にいきます。5番については、変更点はないので、次の6番にいきます。5・前回まとめと書いてのですけれども、コメンケート記入は前回と同じ、変更点なしです。

次に5の役割分担についても前回と変更点はないので、飛ばします。

#### (D委員)

すみません、ブース解説私もCさんも欠席みたいですから、そこは。名前が書いてあるので、削除してください。

#### (H委員)

では、ブース解説をEさん、Jさん、Iさんにやっていただく形になると思います。準備するものも変わりはなしで。最後にこちらが P R 活動ということで、ここにあるようになっていまして、担当者というところで今日ぎりぎりにメールをもらって、ちょっと連絡をとる時間がなかったので、自分もこの担当者を決めるところについてはちょっと把握しきれていないので、これの今の説明を全部踏まえて、何かもっと改善したほうがいいとか、担当者を決めるので

あれば決めたいと思います。 A さんと話した間での私からの説明は以上です。

## (委員長)

ここの中でここが違うというのは、今日はAさんが不参加ですので、この中で議論をやったほうが、今、しなければいけないと。16日にもこれについてのもう1度機会があると思います。これは、広報はもう手配完了ということで、これの告知の内容というのは、これは。

### (事務局·高橋)

広報の内容です。お渡しいたします。

### (委員長)

これ担当者というのは、これからほかの職員との意見交換もそうなのですけれども、それぞれ今の担当になっているAさん、Hさんが相談して、この担当者についても案をつくっていただくことになると思います。そのためには御本人との承諾をいただいたりということも含めて、それもやっていただくと。全部この場でやっていくとそれはもう、ということで、お願いします。ここの担当者についてもそれぞれ調整お願いします。

#### ( J 委員)

ただ1つ、今5番の役割分担のところの②のブース解説ありますね。検討委員4、5名ということで、CさんとDさんが、当日都合がとれなくて出席できないという話になると、ここは相当影響が大きいのでどういうふうにするのかということで、当日の、ここのでところがブース案でやるという話できたのですが、これは本当にの案をそのままブース案でいくのであれば、どういうような形をとるかということは、これは全体で考えないといけない問題ではないかと思いますよ。実際にAさんとHさんでもってCさんとDさんにそれぞれ少なくとも各部会において、この部分というのは、相当重点的に

原案からつくっていただいていますのでね。というふうに思います。 今、Eさん、Iさんが来られたら、多分同様に考えられると思いま すけれども。ネーミングだけでは行かないのではないかと思うので すよ。

## (C委員)

基本的にブースのときに誰か立つのですよね、1人で。立ってな んか模造紙に何もはってなくて、なんか紙を渡すのですか。

## (D委員)

一応模造紙は、一応そのどういうふうに、私のイメージとしては、 ブースだからテーマごとにわけるではないですか、でもテーマの中 身ぐらいは何も書いていないとそれを読んで、それでするわけです からその骨子なり、何なりは書いているわけですよね。ここの議会 なら議会で、一定程度書いてあるわけですから、それでそんなにブ ースにいる人が一方的にレクチャーなんかしなくてもいいはずです から、基本的には、意見ある方はさっさと書いてしまうかもしれな いし、あるいはちょっと意見交換をするかもしれないけれども、そ れはもう皆が内容的に共有していれば、それは、私はもう問題ない と思うのですよね。それでちょっと連動して先ほど4の4番Hさん が全体としての報告、説明ということでおっしゃったのですけれど も、これはブースの説明ということよりも、むしろ骨子案のこちら が全体を通してこうどういうものでということの、そちらの趣旨の 説明ということになるのではないですか。それでそれが付随的にブ ースはこういうふうに分かれていますということなので、むしろ全 体を、ここで説明しようよという話はあったと思うのですね。そこ でフロアの人たち、会場に来ている人たちも一応聞いて、関心のあ りそうなところというところでいくか、その解説員という形でつい ているわけではないですから、皆で共有これからできるわけだから、 その辺は、誰かが皆それぞれの共有されるわけですから、その辺は 議論をしたい方もいらっしゃるし、もっと細かく知りたい方もいら っしゃるけれども、それはそのときのケースバイケースでいいので はないかと、私欠席するので、勝手なこというと申し訳ないのです が、イメージ的には私はそういったイメージでいたものですから、 これはたまたま名前をあげてあるだけだから、本来もっと皆で手分 けできるはずのものではないかなと思っていたのですけれどもね。

## (C委員)

この④は委員長か副委員長か恐らくEさんあたりが説明されるのかなというイメージなのですよね。その時にまとめたEさん、これからまとめるというのを全員に配るわけ、恐らく配るのでしょう。そうするとそれを見ていろいろ考えるのですよね、恐らく。説明の間に。そうすると今度ブースにして、興味のある、例えばコミュニティに興味のある人は、少しつっこんだ質問とか意見を言ってくる可能性があるのかなというのは、考えます。

## ( J 委員)

そこら辺はちょっと今Dさんの担当で大丈夫だという話が、若干、今全体のこの④からすごく考えたのです。というのは、ここは一方的なレクチャーになってしまうでしょう。それでそのときは質問できないですから、ブースに分かれて、自分が興味あるところにきたときに、この部分はこういうことですよねとか、ああいうことでよねという質問がきたときに、やっぱりそこである程度、イエスかノーかという部分を含めた、あるいは、いや、こういう考え方もあるのですよというもう少し柔らかく噛み砕いた解説が出るというようなそんなやっぱりレスポンスは必要ではないかなと思いますね。

### (D委員)

そうだと思うのですけれども、恐らくあんまりつっこんだ質問とか本当に数数えるくらいしかなかったような気がするのですね、自治基本条例やったときにも。それよりも情報を持っているか、その骨子案よりも日頃自分が市政に関する、それに関連したようなこととかを話されるというイメージが、私は前の自治基本条例のときあったのですよね。自治基本条例のときにはわりかし情報も骨子案も条文みたいな形で条文案が出ていたのですけれども、わりと具体的に出ていたのですけれども、それもそこでいわれるのはCさんとか

皆さん主張のある、そういう形の方で、一般の人たちはあまり自分の市政に対しての感じ方とかそういう感じ方とかも自治会の会長さんなら、そういう感じ方みたいなのが多かったような気がして、今回はわからないですけれども、だからそのつっこんだどこまでしたときには、解説員というかそこにいる人が必ずしもレスポンスしなくてもというか、共有できる部分とできない部分もあるかもしれないですけれども、全面責任をその人が負う必要はないのではないかなと思うのですけれども。

## ( J 委員)

もちろん、負う必要はないのです。なんとなくいきなり参加された方が、いきなり今われわれが現状、まだ全体的なことまでやっていませんけれども、その案を④のところで初めて出すわけですよね、初めて聞いて、それで今度いきなりポストイットみたいな形で参加者がブースに分かれたところで、自分の思うことを質問点、どうですよ。その動作にいくまで。果たして全体の中で、このせっからですよ。その動作にいくまで。果たして全体の中で、このせっかが、若干ちょっと今気になったものですから。やっぱりお2人の欠席というのは別に責めているのではなくて、大きいですから。だから、逆にいうと、私はブース案ということをこだわる必要があるのかなということも含めて、どうしてもこの案がいいということをもう1度再構築したほうがよろしいのではないかなと申し上げています。反対意見として言っているわけではないですよ。

### (E委員参加)

#### (委員長)

Eさん、市民との意見交換会、これ先生の都合で、11月21日の朝10時から12時で、場所は市役所の4階の委員会室、これは椅子を並べると100人くらいは可能だということで、それを前提に今、話をすすめています。ただ議論の中で、当日21日はCさんとDさんが参加できないということで、その説明をする人材といい

ますか、そこでちょっとこのブース形式がしっかりやれるかどうかという、Jさんのほうからそういう指摘が出ているというのが現状です。それと今のこの流れから見ますと、ブース、つまり先生の講演があったあと、説明が終わったあと、ブースを見て回るというのは、そこでその解放ではなくて、皆さんの意見をもらったあとまた席についてもらってそしてコメントやアンケートを出すという流れでつくられているという理解してよろしいですか。

#### (D委員)

席につかなくたって、もうフロアー全体、そこら辺で書けばいい のではないですか。

#### (委員長)

いや、今は流れの確認です。そのコメントとかですね、いうところがあったり、そういう提案になっていると。

## (E委員)

そうするとまずブースに分かれるという方式は皆さんどうなので すか。いこうと、無理だと。

## (委員長)

最初はそれで話としてまとまったということで、この形になっていると思うのですね。

### (E委員)

その今のお話で御欠席の方もおられると。 C さんと D さんが来られないという人員の中で、それでもブースでいくのか、いけるのか、という判断ですね。

## ( J 委員)

私はそのところで、Dさんは別にブースに分かれて従来案でいって、それで仮に今CさんとDさんのところを、別のネーミングが入ったところで、ある程度そこで全体の④のところで、全体としての

報告、説明、ここをきちんとしていただければね、ブースの中で、そこにエントリーした方々がポストイット、比較的スムーズにいくのではないかと、それに対しての質問等についても、さほどのレスポンスに対して深い対応をしなくてもいいのではないかと。そういうような今お話をいただいたのだけれども、私は今Eさんがいわれたように、必ずしもそういった状況になるのであれば、このブース案というものを最後までこだわらなければいけないということなのかどうか、違う組み立てを考えてもいいのではないかというのが、私の意見です。

## (E委員)

ブースは結局いくつになるのですかね。

## (委員長)

ここでは4つです。

## (D委員)

4,5 と前文とあれ決めて、議会への参加とそれから行政への参加、コミュニティへの参加と組織とかどういうふうに分かれることになるのか。そういう意味ですよね。分かれているわけでしょう。

### (E委員)

その中で私はブースの担当として、やってもいいですよという方が決まらないと、この案はだめでしょう。私はできません、私はできませんと言ったらできないでしょう。8人でいくつかのブースをやるわけでしょう、8人で。

### (C委員)

関谷先生はどうですか。

### (D委員)

関谷先生はおかしいでしょう。

## (C委員)

2人抜けたら7人で、ブースを担当する。

## (D委員)

ブースのテーマをもうちょっと大きくするとか。

## (E委員)

私がやりますよと引き受けてくださる方がいればよいわけで、それをまず決めないことにはブース案というのは可能性としてはないのではないですか。皆さん、それをご心配されているのではないですか。

## ( J 委員)

もっと率直にいいますと、コミュニティのところ、コミュニティの部分で部会としてやられたのはCさんですよね。ここをエントリーされたのは、案として。これどなたがこのエントリー案をしたのか、私はわからないですが、現時点ではこのネーミングというのはそれぞれの部会、それから中での役割担当がきていると思うのですよ。その中でCさんがもし出られないのであれば、そのコミュニティ部会の中のどなたかが、そこはきちんと立っていただければ、そこはそれで大丈夫というふうになるでしょうけれども、その辺も含めてですよね。

#### (委員長)

では、その部会の中で担当したテーマに近い人がやるのが1番自然ではあるのですよね。

## ( J 委員)

そういうことで、最初のこの案があるのではないかというふうに 思っていたのですよね。でもそれは違いますというふうに言われて、 あくまでも、この方の名指しで決めている案ですとしてやれば、そ れはそれなりに別のネーミングがでてきても自然だと思うのですが。

40分という相当大きな時間を割いていますから、このもっとブ

ースというところを縮小してね、失礼だとは思うのだけれども、さっきのDさんのいわれた通りある程度全体的な説明を重点的にやった上で、なおかつ質問等、意見等をいただく1つの手段として、ブース形式に分かれて、そこで意見とか、質問とかしてくださいと。そのためにブースを用意してありますから、といってそこに流し込むというやり方も、あえて形態的なブース案を残すのなら、そういうことで一応クリアできるかなと思っているのですけれどもね、この案であれば、当初案でいけば、かなりやっぱり21日のミーティングの中での大きな要素を占めるのかなと、そういうふうに考えております。

#### (E委員)

ブースでもし、あれが1つの案というか、分け方ですが、ああいう分け方をして5人がはりつきますよね、答える人がね。だからある程度きちっと答えられないと、それは来た方に失礼だし、ということにならないでしょうか。

## 【ブース案 板書】

- 1. 前文・目的・基本原則
- 2. 行政の参加
- 3. 議会の参加
- 4. 協働
- 5. コミュニティ
- 6. 環境・組織

これをどうくっつけるかは別として、くっつけ方とかはあるでしょうけれども。

### (C委員)

ブースの目的というのは、意見交換をするところに意味があるのか、それとも意見を書き込んでもらうところに意味があるのか、そ

ことのからみがあって、ただ単に意見を書き込んでもらうのであれば、アンケートとの関係はどうするのかとかね。

## (E委員)

これはブースに分けたほうが、同じ時間の中で、ひとつのことに絞ってやると、結局、同じ短時間の中でいろんなことが同時にできるのですね。そういう効率があるので、そこでいろいろな意見を言ってもらう、それが1番のメリットだと思うのですよ。そういう意味で私は、ブース案はすごくいい案だなと思ったので、それを頭から残り1時間なら1時間、1時間半なら1時間半、1時間20分とるにしても、その章の中で全部やらなくてはいけないでしょう。ところが、1番について1時間やると、2番について1時間やるというのはできないですから、1時間が6つあれば、6倍できるわけですから。そういう効率があるので、すごくいいなと、私は思っています。

## (C委員)

それと理想的にはやっぱり意見交換して、お互いにキャッチボー ルすることが。

## (E委員)

そういうメリットもありますね。大きな2つのメリットがあるので、すごくいいなと思っているので、ぜひ、この形式でいきたいなと思うけれども、この可能性として、いいアイデアではあるけれども、実行可能性がないのでどうしようもないので。

#### ( C 委 員)

Dさん行政の書き手だから、やっぱり本来はDさんが前にたってもらわなくては…。

#### (E委員)

私は、2つくらいやれというのであれば、4番と6番やりますよ。 それで、私がこれやりますよというので、成り立てばよいのであっ て、私は苦手だからということであれば、それは成り立たないです ね。それなら、他の方式を考えなくてはならない。

### (C委員)

それとも2人ペアにしますか。1人ずつ単独で専門に立つのではなくて。

## (D委員)

どっちにしても、私皆さんがやっぱり役割分担だから、ペアになったほうがいいと思いますよ。それは皆さんがつくっているわけだから、それはそうなのですけれども、書いた担当者がいないというブースも、私の担当のところはこれだったのですけれどもということで。

## (C委員)

当日いない者が発言しているという…

#### ( J 委員)

いやいや、当日ではないのですから責任を持ってお願いします。 発言してください。

### (D委員)

コミュニティは、Cさんが中心でリーダーシップで書かれているけれども、それは合意ができているということだから、コミュニティもいいのではないですか。いいのではないですかといっても私が勝手に言ってはいけないですけれども、どうなのですか、その辺。

### (H委員)

やれることはやれると思うのですけれども、かなり洗練されたというか、自治基本条例とかの専門的な知識をもった方にがつがつ意見を言われたら、それに見合う答えを返せないなと。

## (D委員)

でもそれってそれは違うと思うのですよ。公募の委員で、そこから始めているわけですから、自治基本条例にのっかっているとそれは制度的にそういう形であるけれども、委員としてはまだ市民参加条例の中で始めてもここからスタートしたのですから、その辺の部分まで全部といったら、それはもう行政のプロではないといけないかもしれませんよ。それはちょっとそういうところまで求めるのではなくて。

## (E委員)

ちょっと、議論していても仕方ないので、具体的な案を、具体的に割り振ってみて、それでできるならいいし、だめだったらだめだし。人をきめちゃいましょう。割り振ってしまいましょう。そうでなかったら、わからないでしょう。これが成り立つのかどうかということが。これはできないけれど、他ならできるということもあるでしょうから。そういう意味でたたき台にして、1番と5番は、委員長にやってもらうと。それから3番はJさんにやっていただくと、それで、行政への参加はAさんにやってもらう。

#### ( J 委 員 )

2 · 3 をやってもかまいません。

### (E委員)

そうですか、では、2・3をお願いします。それで私が、4・6 をやりますよ。これなら成り立つではないですか。そういうふうに 決めていかないと、それでいけるというのであればいいじゃないで すか。

## (D委員)

でもコミュニティははっきり言ってコミュニティ部会……

#### (E委員)

だから本当はつくるのですよ。つくるのだけれども、メインとして。

## (D委員)

メインはコミュニティ部会に決めてもらえばいいではないですか。

## (E委員)

決めてもらうのはいいけれど、皆ができないというのであれば、 成り立たない話なのですから。

### (D委員)

できる、できないも言ってないです、まだ何も。

## (E委員)

合意をしているとは言っていないでしょう。

## (G委員)

会議に出ていないので今この文章決めるときにね、いきさつがわ からない。

#### (E委員)

これは今、突然書いたので、だから、もっと他のブースがあるかもしれないけれども。

## (G委員)

ちょっとお休みしてしまったので、このときの……

### (E委員)

だから今。今突然書いたことだから。たたき台だから、もっと他の案があれば、ご提案いただきたいし、これでよいということであれば、次にすすむとすれば、これをBさんにやってもらって、それから2番と3番をJさんにやってもらって、それから。

# (C委員)

われわれ2人が参加していたらどういうふうになったか決めて、

そこの抜けたところに誰が入れるかという。

#### (E委員)

コミュニティ部会の人ですよ。Bさんだけでは説明不十分というのであれば、だれか入っていただけばよい。

## (D委員)

だからメインは、6はIさんがメインになって、やっぱり委員長はそれを前文のほうをして、コミュニティのほうは彼ら2人にやってもらって。

## (E委員)

おおまかな案としては、Aさんに。

## (D委員)

Aさんは、だって組織ですよ、環境・組織ですよ。だからブースを1つにしてしまえばいいではないですか。模造紙を2枚はって、ブースは1つでいいじゃないですか。

### (E委員)

1番はAさん、2番3番はJさん、4番と6番はIさんと私、5番は委員長とコミュニティ部会でどうですか。もっといい案があったら提案してください。たたき台がないとすすまないから。これなら可能性がありそうですね。

### (C委員)

いいのではないですか。

### (E委員)

気がついたことは、1人で答えていたら、全部は答えられないから、何でも漏れはでるのですから。いろいろ補佐してもらえばいいのだから。そんな感じになると思うのですが。

## (委員長)

その場には私が出てということでなくても、自由にあれしますし、 先生もいますし、そしたら事務局のほうもいますし、いろんな形で それは。

## (E委員)

だからそんなのは1人がメインになって、1人でやってくれというのであれば、責任が重いかもしれないけれども。私だって1人でやるのは無理ですから、だから、皆の力を合わせてやるのだと、ただ、核になる人だけは決めておかないと。だから5番のコミュニティはBさんに核になっていただいて、ほかの人がフォローしていくと。

## (G委員)

意見をいってもらうということがメインでいけばよいのですね。

## (E委員)

そうですね。

#### (委員長)

きちんと答えなくてもとにかくいろんな質問が出れば、それを記録しておいて、それを反映させると。

#### (E委員)

内容は、4の④で全体としての趣旨、説明ということになるでしょう。ここで概要については説明するわけですよ。それだけでは不十分だから、当然、コミュニティの分野についてはさっきの話しではよくわからないと、こういうことどうですか、ああいうことどうですかと質問がありますよね。まずそれをお答えしていただいて、それからコミュニティに入れば、やると。そういうこと書いてあるのではないですかね。

#### ( J 委員)

回答したことに対して、答えたことに対して違う意見があるといわれたことは、是非そこは書いて貼っていただいてと、そういうふうにやっていかないと。

## (E委員)

それも含めて、ポストイットに書いていってくださいと、それだけでもいいのですよ。

## (C委員)

最初からポストイットに書いてくださいと。

## (委員長)

それでは、いろんなアイデア出てくると思うのですけれども、基本的には、そのブースといいますか、こういうことで担当が決まったということは、この方式で……

## (E委員)

いいのかどうかは。案として書いただけだから。

#### (委員長)

今のこれ意見、これに御意見ある方。いらっしゃらなければこの ままいくと。

### (兼子コミュニティ課長)

一応案が6つ出ているのですが、このブース全部が必要かどうか という議論はどうでしょうか。

## (E委員)

ですから例えば私とIさんが4番6番は協働とそれから市民参加、推進のための環境づくり、組織づくりというブースにしたわけです。 それから2番と3番は行政と議会への市民参加というふうにすれば 2つできますよね。

## (兼子コミュニティ課長)

そうではなくて、例えば前文。前文はいりますか。

## (E委員)

ああ、なるほど。それもありますね。

## (D委員)

前文はいらないと思います。

## (E委員)

それでは、前文はなしにしてしまいましょうか。これは1番最初 に説明しますからね。

### ( J 委員)

まあ、そうでしょうね。1番のところまで、あまり聞いていくと なると大変になりますよね。

### (E委員)

そうですね。1番の前文、目的、基本原則は消しましょうか。

## (委員長)

今日どうしますか。ここでこれを議論していると、今日はこれで終わってしまいますので、AさんとHさんにここまでの意見を受けて、再度これをまとめていただく、この内容についても提案していただいてというような形にしていかないと、本当にもうこれからきりがないので、一応確認されたのはブースでやるということについては、皆さん賛同されたということで、これの具体的な展開というのは案を出していただいて。

## (E委員)

この次に提案していただいて。

### ( H 委 員 )

了解しました。

# 【ブース担当者案たたき台 板書】

1. 前文·目的·基本原則 : 委員長、副委員長

2. 行政の参加・3. 議会の参加: J委員

5. コミュニティ : 委員長+コミュニティ部会

4. 協働 : E委員

6. 環境·組織 : E委員、I委員

## (委員長)

では、ここで確認しますけれども、意見交換会は、日時は決まりましたし、それをブース形式でやると、そのことについては担当者がついてやる。それからブースの内容、ブースをどういった形でやるのかということにつきましても、提案をしていただくという形にしたいと思います。この件についてはこれでよろしいですか。

## (D委員)

すみません。広報の原稿について。

### (委員長)

それで、広報の原稿ですが、校正も終わって、直しもきかない、 これで出しましたという情報です。

# (D委員)

というのは、すみません、今気がついたのですが、「市民が参加する仕組みやルールなどの条例を策定中です」というと、これはもう市が策定しているというイメージしかないのですよね。市民検討委員会を設けて条例を策定中ですというふうな形がないと、市の事務局がこれつくっているのかなと、そういう感じがしましたので、で

きれば…。それから、これは検討委員会主催ですよね。主催は検討 委員会ですよね。そこの2つが抜けていると思いました。

## (委員長)

メインのタイトルのところに白抜きで条例の策定も市民参加でということで、その表現を。

## (D委員)

すみません、違うと思います。条例の策定もといったら市民参加ですから、条例に対してパブコメ出すのも市民参加ですから、これは公募の委員も含めた市民検討委員会で今策定中です、そこで市の皆さんより広い市民の意見をいただける意見交換をしたいというところで入ったということですから、条例の策定を市民参加では、これだけではちょっとカバーできない問題があるのではないかと思うのですが、もう出してしまって変更きかないですか。検討委員会主催というのもないですよね。

#### (事務局・高橋)

若干はききます。

#### (D委員)

字数がちょっと増えると困るかもしれませんけれども、今いったようなことを市民参加検討委員会で策定中で、それでより広い市民参加の市民意見交換会をもつということと、あとやっぱり検討委員会が主催であるということを、主催がないですよね。これだとコミュニティ課が主催しているみたいですよね。問い合わせと書いてありますけれども、主催はやっぱり検討委員会主催というふうに入れるべきではないかと思います。その2つが。

## (E委員)

主催というよりも、条例を策定中ですというところに、検討委員 会を設置して策定中ですというようなことが入っていれば。

## (D委員)

でも、主催はここにどこかに主催を入れたほうがいいと思います。 主催なんとかで、問い合わせはコミュニティ課と。私はその2点必 要だと思いますので。これはちょっと。

## ( J 委員)

市民条例の検討委員会というのがどこかに入っていないとおかしいですよね。

## (E委員)

これはある意味では市が表に立ってしまうと、あとで苦情が全部 市にいってしまうから、そこへいくまでに、われわれがまだ主体で やっていく段階なのでと、だから皆さんから広く意見をいただきた いのですよと、そういう段階ですよということも意味するわけだか ら。

## (D委員)

ちょっとその2つくらいが入れば。

## (E委員)

検討委員会の主催でと。

### (D委員)

全部市でやっていてそれで市が主催して、市民参加に来てくださいよというイメージしか、これでは読み取れないです。

### (委員長)

それでは、文案というか、それはもう事務局にお任せするという ことでよろしいですね。

### (D委員)

2点入れるということでお任せします。

## (委員長)

それから今市民との意見交換会について議論したわけですけれど も、職員との意見交換会については何かこう進みましたか。

## (D委員)

まだ何も内容も、まだ決まってはないのですが、一応日程的には 11月30日、予定はそういう予定です。今のところ。

## (委員長)

日程は一応予定しているのですね。

# (D委員)

日程はそうです。それでもちろん出られる委員の方は、極力出て いただきたいと思います。

## ( J 委員)

こっちのほうが少なくとも職員との意見交換会は全員出られるのですか。

#### (D委員)

出られるのですよね。まだ時間も打ち合わせも全然してないので。 11月30日です、火曜日。午前と午後で分かれればよいでしょうか。

### (事務局·須郷)

そこは調整していただいて。

## (D委員)

一応30日にマルをつけて予定を入れておいてください。次回く らいにだいたいの時間が決まると思いますので。

## (委員長)

時間、内容それからその中の役割分担、そういったことを含めて

ちょっと一応案を示してください。それから議会との意見交換会に ついては。

## ( J 委員)

それは市長への説明会が終わったあとに向こうから反応が出るということにされるから、出てから考えればいいと思います。

## (委員長)

今月中に市長のほうに中間報告やって、そのあと市長のほうから あるということですね。それを受けてスケジュール的にいいますと、 市民との意見交換会、職員との意見交換会、議会との意見交換会そ ういったものを踏まえた上で、市民との意見交換会は、場合によっ てはもう1回考える可能性があるということを踏まえた上で2月末 に、提言書を作成すると。そしてそのあと議会への報告ということ を踏まえて、素案作成に入って、だいたい目途としては6月末にこ れは素案作成ということになります。そして例規審査、法的な手続 きがありまして、議会が特別委員会を設置して、そのあとパブコメ にかけてという形になっています。そして議会は来年の上程するの は 1 2 月 で 、 条 例 施 行 が 順 調 に い っ て 、 再 来 年 の 4 月 と い う の が 全 体の流れになっております。ですからわれわれとしては来年2月に 向けて、現在の検討案のかためとそれからその過程の中で、市民、 議会、そして職員の意見を取り入れる活動をするという流れになり ます。そして、この11月21日に向けてといいますか、あるいは 市長への中間報告、1番今緊急に取り組むべき、やらなければいけ ないということで、チラシですね。これが16日までのまとめでか ためて、市長の中間報告、そしてさらにはこの11月21日の市民 との意見交換会そういうところに使っていくということになります ね。このチラシの制作についてEさんのほうからご要望とか組み立 てについて。

#### (E委員)

それは全体に関わる論点で、残っている1番から8番が固まらないと、できませんので、まずはそれを決めていただいて、それが決

まったら、まず1回目に使うのは、10月31日の市民まつり。市民まつりでビラを配布する。それが1番で、2番が11月21日の説明会、検討会、交換会に使うということです。この2つですね。それから、市長報告は別な形のものを使うわけでしょう。だから当然説明会の資料というかチラシは、1番としては、10月31日の市民まつり、それから2番目が11月21日の交換会に使うと。

## (D委員)

だから10月31日前に、本当は公民館とかに配布しなくてはな らないですよね。

## ( J 委員)

その前に少なくとも市長に説明できる内容まで、市長への説明を終えていないと、外にばらまけないでしょう。いいのですか。少なくとも市でこれからやってもらうということに対して、それは検討委員会のマターかという言い方もあるだろうけれども、市長も全然わからないで、それで少なくとも一定の了解のないのに、ばらまいて。市の中にばらまいて、こんなのがあるけれど、これはどういうことだということは、当然行政のほうにいくと思いますけれどね。それを全部行政は耐えられるのかなと思って。

### (E委員)

それは自治基本条例のときもそんな感じでしょう。

### ( J 委員)

それは大丈夫なのですか。

## (D委員)

私は何とも。それはだから事務局のほうがどういうふうに考える かですよね。

## ( J 委員)

私はそこを心配しているのです。組織として、あとでトップが全

然わからない話をやってしまったら、えらいこっちゃと思ったから。

#### (E委員)

僕は、この段階では、検討委員会がつくったたたき台みたいなものをベースにして、それに対して、市民から意見をもらうということであれば、市の判断は仰がなくてもよいのではないかなと。そういうものを入れた上で、市長報告するわけだから。

## ( J 委員)

とりあえずこういう考え方というか、そういう動きに対して、行政はどうなのですかという。そこは一定のアグリーをもらっておかないと。勝手にやられれば知らないということになると困りますからね。

#### (E委員)

市のほうはどうですか。

#### (兼子コミュニティ課長)

特にまあ議論的には、検討委員会に委ねていますよね。その辺の 委ねている中での、意見交換とかPRブースということの理解をし ておりますので、その点は、問題ないかと思います。

### ( J 委員)

とにかく31日の市民まつりまでに対しては、この委員会の中で 合意形成できればそれでいいということですね。

### (E委員)

10月31日まであと半月ちょっとしかないので、ここは1週間からそこらでこの……

#### (委員長)

それでですね、今日を含めてのこれからの議論のやり方について、 ちょっと提案をさせていただきたいのですが、逐一ずっとその質疑

をしますと、実はここの場でいったん話したのは、行政の市民参加 についてはお話しましたけれど、議会への市民参加それからコミュ ニティ部会の件、それから協働について、それから環境づくり、そ れから組織、これについてはまだこの場で作業の報告というのです か、あれがされていないという状況なのですね。それで私からの提 案といいますのは、今日、今までされていない部分については、思 いをこめて、あまり詳しくやると時間がないのですけれども、それ ぞれの担当の方から、その報告を一気にやっていただくと。そして 16日、次回までにこの中で質問といいますか、あるいはもう少し 提案というのですか、そういったものについて、その16日までの 間に出していただくと。そして16日は先生がいらっしゃる場で、 そういう質疑に各担当からお答えして、そこで若干議論する。そう いうようなすすめ方をとらないと、これ時間的にとても難しいとい う状況にきていると、今までのやり方でやっていれば、もうすでに こういうやり方とっても遅いくらいの感じだと思うのですけれども。 せめてそういうやり方をしないと、タイミングとかあると思います けれども、そういう意味でそういうやり方をしないと全体の把握も 皆で共有できていないという状況なので、今日残された時間ですす めていく、そして若干次回まで持ち越す部分があるかと思いますけ れども、できるだけそういう形で、事前にこれを配られているから、 皆知っているはずだと、いう理屈があるかもわかりませんけれども、 その後それぞれの思いの中で変わったことも含めて、報告しながら やっていくというのが提案です。

#### ( J 委員)

自分は賛成なのですけれども、議会への参加は、終わっていますよ。関谷先生のコメントもらっています。全体の中で発表していますし、関谷先生のコメントもいただいていますから。

## (D委員)

そうですね、議会と行政と協働は。コミュニティのほうは全くないので、だからそこのところ。

# (C委員)

1回皆説明して、それぞれコメントをもらって直したものについて、そのあと行政の。

## (D委員)

それは全然出ていないのですよ。コミュニティに関しては、私はちょっとそういうすすめ方は効率的かもしれませんが、例えば一方的に全部やってしまって、それを今度自分が感じたことを、質問して16日に出すというと、その全然書いた担当の人たちはこの16日までこのまま変わらずに、全く同じ状態で、関谷先生に出すということになりますよね。ここの意見は反映されないで、16日はここで読み上げるだけという話ですよね。

### (委員長)

いえいえ、関谷先生に出すのではなくて、この中での共有です。 質問についてもそれに対する答え……

#### (D委員)

すみません、だから質問はその時点で出すのですか。

## (委員長)

ですから、16日までにいただければ逆に16日の当日ではなくて、前日までにいただければ、それを今度は担当者のほうにこれについてこういう質問が出ていますということで、答えればよろしいとそういう段取りのほうがいいかなと思ったのですが。

### (D委員)

そうすると結局ここで集まって一応読んではきているわけですよね。そうすると読んだことに対してお互いコミュニケーションできなくて、一方的な説明を、質問をして、その書いた担当の人たちは16日にはその質問を受けることは受ける、それでそこでもういっぺんやりあうのですか。コミュニケーションをはかるのですか。質問出しておいて。関谷先生はその時点で私の今までの認識だと、今

日は、今日も積み残したことをやって、それでここでまず皆で共有して、この前みたいに前文についてはここのところこういう問題がある、こういうのはどうかという提案があって、それを受けて今をは関谷先生の前にそれを出していくというふうなイメージだったものですから、コミュニティに関しても、ここで一応しながら、では、次回それは、よしとすればそれでいいのですけれども、いろんなけれども、よしとすればそれでいかはまたほかの人の話だけれども、そういう意見を入れて16日までに先生のところへもうれども、その意見を受けて、出してそれで関谷先生にみていただくというかと協働については、関谷先生にもコメントいただいているが議会と協働については、関谷先生にもカていただくというか、皆で議論に、関谷先生にもみていただいて。直したものについて、ここで議はしていないですよね。

## ( C 委員)

直したものについて全部の議会等は終わったのですか。

#### ( J 委 員 )

今日用意されたテーマみてくださいよ。前々回のときにこういう流れでやりましょうとなったのですよ。つまり全体の中の見ていない部分に前文があって、総則、目的、定義があって、それからコニティの部分があって、環境があって全体で前文が終わったのですよ。だから今日はこの総則、目的、定義、それからコニニティの部分、環境、組織のところにいっていかないと、少なくとも前回もこれ同じ、14回目も同じ議題の中で悩まれているのですよ。だから14回と15回と同じ議題にするということ、これは事務局のほうできちんとわれわれのスクリプトとして残しているわけだかいほうできちんとわれわれのスクリプトとして残しているわけだかいまうできちんとわれわれのスクリプトとして残しているわけだかいようできちんとわれわれのスクリプトとして残しているわけだかいようできちんとわれわれのスクリプトとして残しているわけだかいまうできちんとわれたの。それをいきなり違うやりますとやられてしまうと、ちょっとあれと思ってしまうし。

#### (D委員)

ちょっと私としてはそういう理解だったものですから、一応ここでやっぱりそれは全体をみていって、そこで質問なりして、それで次回にそのいろんな質問が出たことに対して、その担当とか代表がそれで多少変えようかなとか、修正しようかなとかいうのも出てくるのかなと思うのですね。それで16日に出していくという形にするのかなと思ったのですけれども、そういうふうにして煮詰めていかなければ、もう皆が16日にポーンと意見出して、それでそのときに関谷先生から意見きいて、それでもう終わってしまうとステップは踏めないような気がするのです。やっぱり煮詰めていく作業というのは私必要だと思います。

#### (委員長)

Dさんのおっしゃることは、もっともではあるのですけれども、 片一方で時間的な枠でできる、できないという判断もしなければい けないですね。

## ( I 委員)

一応計画立ててこの通りやりましょうとなっているので、まずそれを1度やらないと時間もそうなのですけれども、まずそこをすすめないと、そのつもりできているのもありますし、それであるならば、始めからそのやり方にすればということになるので、今そういうことを話しているよりも、総則、定義、目的の話をしていったほうがいいのではないのかなと。

### (委員長)

恐らく今までのやり方でいくと、総則の目的、それから原則のと ころで終わるでしょうね。

### ( I 委員)

そうですね、今のこの話をしている間で目的くらいは終わっているわけですよ。すすめ方はこういうすすめ方とある程度バシッとリーダーシップとっていっていただければ、私たちはその通りやっていくので、事務局のほうに前々回これでやりましょうとなっている

ので、できれば僕はそういう話を事務局にするのであれば、ここの 話を事務局皆で話し合ったほうがいいのではないのかなと。

## (委員長)

前回、前々回ですすんでないのですよ。

## ( I 委員)

だから今日設けているので。

## (委員長)

今日設けているのですけれども。

## (D委員)

この時間ももったいないと思うのですけれども。

## (C委員)

うちの部会も結局関谷先生の指摘を受けて、だいぶ直しているのですから、その分は説明しないと。

### (委員長)

ちょっと具体的に皆さんにお聞きしたいのですけれども、今日ではできなかった部分については、これは、16日、関谷先生が参加されるのは限られていますから、16日に向けてまた新たな場をつくりますか。

### (G委員)

やってみなければわからないです。

## (D委員)

ちょっとやってみましょうよ。ここでそういう時間をとるよりも中身について入って、まだ1時間あるわけですから。やりましょうよ。

# ( J 委員)

Cさんの今いわれたコミュニティは、関谷先生の意見を受けて、 少し直されたと。その内容について、今日ちょっとコミュニティと はどんなところがあるのかなという。

## (D委員)

そこはやっぱり大きな部分ですから。

## ( J 委員)

そこのところでちょっと先にいったら、かなり時間が稼げるのではないですか。

#### (委員長)

よろしいですか。皆さんそういうことで。では、Cさん。

## (C委員)

コミュニティ部会は、前文から全部やっているのだけれども、それはまとめていただいたものとして、3枚目かな。3ページ。要するに先生がだいぶ御指摘をされて。

## ( J 委員)

ちょっと同じペーパー見たいので、これでよいのですよね。8月 28日。

### (E委員)

そのあとのものだと思います。9月17日の資料です。

### (C委員)

参加の趣旨、原則というのは、ここの要するにごちょごちょ書いてあるのは、解説文に落とし込んでいます。解説文はコミュニティにおけるまちづくりのすべてが行政・議会問題ではなく、要するに市民参加を前にカテゴライズして、要するに行政参加、議会参加、コミュニティ参加とあるのですけれども、そういうふうに分けたの

でまちづくりが行政だけではなくて、要するにコミュニティがやる 部分もあるのですよということを解説文にしました。一応そういう ところは前のところからだいぶ外していますので、残したのが。

## (E委員)

①②③④は残っているわけですね。

## ( C 委員)

そうですね、だからここで全部入ったというとあれですけど。

# (E委員)

これが主文でしょう。

## (C委員)

それから先生が私的活動を含めていろんな活動を自由に立ち上げ ることができますよということをおっしゃっているので、それをそ のままいただいたというのが①ですね。それからこの前、いろいろ 排除しないとか、そういうことの御指摘があったので、②番はそう いうところで、もうちょっと文章練ったほうがいいかもしれません けれども、他者をコミュニティから排除しないこと、それから機会 が平等に保障される多様な参加が可能であること、お互いに活動の 自由が保障されること。ここら辺は排除しないということと活動の 自由が保障されるというのは、似たようなことかもしれませんけれ ど、そういうところをいっています。それから③は、これは自分た ちが参加するだけでなく、他の人も参加しやすくする環境づくりに 努力しましょうということです。それから④は、ぜひ入れていただ きたいのですけれども、要するに差別を受けませんよというところ はぜひ入れていただきたいなと思います。次が参加の対象、これち ょっと(1)ではなくて、(2)ですね。すべてに開かれていること から多様であり、多面的で重層性を持つコミュニティにどの様な形 ででも、地域の市民等は自由に参加することができる。③政治活動 団体とかというのは参加の対象にならないこともあるのかなという ことも入れておいたほうがいいのかなということで、③が入れてあ

ります。あとは、いろいろ書いてあったのは、解説文で具体的な、 こういう活動だということは解説文にいれてあります。それから (3)参加の方法ですね、一応行政とか議会参加にならっていろい ろPDCAのサイクルごとに書いたのですけれども、結局こういう 活動の方法というのは押し付けるわけにはいかないかなと思って、 一応方法としてはこういうことがあります、解説文にして①コミュ ニティにおいて、活動の主体はその活動に応じて、適切な参加の方 法を評価し採用し、市民参加を進めるというくらいにしてあります。 それでその次②、ここがちょっとわれわれの部会では参加しやすく するという敷居を低くするような意味合いを含めて、参加の方法の 運用においては、活動の主体は、生活の場を活用するなど、要する に生活に密着している市民参加をやって、参加しやすくしましょう という意見が、こういう文章になりました。具体的にこんな方法あ りますよというのが解説文に落とし込んであります。それから(4) これが前の議論だったのですけれども、地域まちづくり協議会とい うのを、先生の御意見で地域性を持つ協働の場という表現に変えて います。そこら辺の内容については、ほぼ前回つくった内容がその まま入っています。地域の市民等は、横のつながりを、要するに横 つながりを活用した「諸事業」の創造と実践を行う場、括弧として 地域まちづくり協議会、づくりを行うことができるという表現にし てあります。総意形成とかそういう言葉はよくないよということで あったと思うので、一応合意形成という言葉に変えました。構成メ ンバーは、活動団体とかいわゆる個人も参加できますよと。④番、 原則小学校区。それから⑤はいろいろ意見がでるところだと思うの ですけれども、市長により登録団体となることができ、行政と協働 することができます。ほかの宗像市なんかは、そういう行政との協 働のところで、登録団体にしてそういうことをするというような事 例があります。それから地域の民主的で透明性のある、要するに、 こういう新しい組織は民主的で透明性があるものをつくりますよと いうことです。(5)、ここは前、人、モノ、金、情報云々で、いろ いろ仕組みづくりをたくさん書いていたのですけれども、そこら辺 は全部後ろのほうの環境づくりにもっていくものはもっていって、 コミュニティ特有だと思われるものだけ、とりあえず残したもので す。ですから、これはもう少し、取捨選択して検討する必要がある と思います。とりあえず読み上げますと、地域の市民等は、多数の 多様な市民参加を実現するために、人材、拠点、資金、情報などの 面で、市民参加を促進する環境づくりに努めるものとします。それ から具体的に②番、行政は、コミュニティにおける市民参加を支援 する推進員制度の創設、及び推進員の養成に努める。それから③の 前のほうに書いてあることと少し似ているのですが、地域の市民等 は、育児など生活に密着した、母親、子ども、シニアなど誰でも気 軽に交流できる場を自主的に確保・整備・運営し、情報交換・交流 の場として活用することに努める。ですからここも場づくりという か、拠点づくりのことですね。④番は、財源の自主性のことを書い てあります。⑤番、地域の市民等は、地域での草の根の要望等を吸 い上げ共有する仕組みづくりに務める。身近な、何か言ったみたい なつぶやき程度のことも吸い上げられるような仕組みをつくったら どうですかということ。行政のことも⑥番に書いてあります。それ から⑦番、コミュニティにおける市民参加推進のためには、その活 動の担い手が自主的に自立的にその活動の評価、改善を図ると共に …ここはちょっと外部評価とか自己評価をしなさいよ、それから外 部に評価を受けて自分たちの活動を進展させてくださいよという意 味で⑦番を書いています。協働の推進、これは、ここら辺の基本原 則等はもう一度出ていると思いますから、よいかと思います。あと は、協働のほうでやってもらえばいいかな、とりあえずコミュニテ ィはここまでということで。

### (D委員)

ここで終わりですか。コミュニティにおける協働は。

## (C委員)

協働は、いれていかなくてはならないのだけれども、とりあえず。

#### (委員長)

はい、Cさんから報告ありましたけれども。

# ( J 委員)

Cさんいいですか。ちょっと質問。6の前のところでページでいうと5ページ、5ページの上のほうはありうるのですかね。地域の市民等は、コミュニティの自立性を確保するため、財源の自立性の維持に努める、というのは、私の感じ方でいくとコミュニティの自立性のための財源の自律とは、違う観点でいくとこの自立性の技術というのが、財源の自立というのは律するの律ではないのですか。

### (C委員)

これは財源というのはいろいろあるのですよ。自分たちであれするのと、補助金をもらうのと、コミュニティビジネスをやって自分たちで稼ぐのと、おそらく財源は3つあると思うのですね。だからあまりほかに、例えば行政にたよりきってしまうと、行政からいろいろ何やらいわれることもあるだろうから、そういう意味で自分たちの活動の自立性を保つためには会費とか、自分たちで稼ぐほうをやってください、という意味なのですけれども。

#### ( J 委員)

そういう意味なのですか。ちょっと私違う意味で、要するにお金 を自立性ということで、やるため……

#### (D委員)

律しなさいよということ。

#### (C委員)

違います。だから自分たちで稼いでやりなさいということです。 ひも付きの補助金なんてもらっちゃうと、自立性は担保できないか らということです。今は難しいと思うのだけれども。

# ( J 委員)

わかりました。そういう意味ですか。

#### (C委員)

ちょっと理想論をいれました。

### (D委員)

いいですか。最初からなのですけれども、1番でいろんな活動を 地域の、主語がいつも地域の市民等ってなっているのですけれども、 それは、地域の市民等というのはここの市民ですよね。だからそれ は。

### (C委員)

市民等というのは市民等だから、団体もNPOも入っています。

#### (D委員)

そのときにコミュニティは、というふうな形にはなれないのですか。主語は。コミュニティはその、①番はちょっと違いました。①番は。ではそのNPOのようなものも入って、住民立会いのもとができるということができるということができるということができな公共的な動きにつなげることがですよね。それがどういう意味をもつのということが、全くないわけですよね。それがどういうことなのですよね。には、ちょっとそれが書ききれてないなということなのですよね。そういうことの動きにつながるために何ができるのといったときについうことの動きにつながるために何ができるのといったとうよっなこのコミュニティ参加でしょう。違いますか。

#### (C委員)

違います。コミュニティをおいて、市民参加することによって、 市民参加がもっと進みますよということで、コミュニティに参加す ることによって、コミュニティに参加することが1つの市民参加で すよということをまずいっているわけですよ。そこが根本的に前段 でいったように、市民参加の中に行政と議会とそれ以外にコミュニ ティ参加もあるでしょう。

#### (D委員)

それはわかりますけれども、究極の目的というか、コミュニティに参加するということで、参加することによって、それこそ新しいコミュニティとかいろんな多様なコミュニティが、まちづくりつですよね。とにかなってすまね。とにかなってすることが、あまり見えないのですよね。とにかをつくりますよということが、参加せいと書いてあるけれども、それをつくりあげて何ができるのというのは行政の市民参加の場合は意外とそれは制度的なものがかなり書いてあるから、あれなのですけれどもなんかこう、だからそれが連携して大きな公共的な動きにつなれるということは、これがもうちょっと違う言葉で書けば、もうちょっと新しいコミュニティをつくりましょうねという感じになるのかなと思うのですよ。

### (E委員)

僕はちょっと同じことをいっていると思うのだけど、(1)参加の趣旨、基本原則とありますね。コミュニティへの市民参加の趣旨ということでしょう。そうするとこの解説文というのがありますよね、④の下に。これが趣旨だと思うのですよ。これが、Dさんがいったことにも通じるのではないかと思うのですよ。ということは、われわれがいいたいことは何かというと、なぜ市民、コミュニティ参加なのかということ、なぜコミュニティ参加しなくてはならないのかというのが趣旨だったのですよ。それがわからないと共感を呼ばないと思うのです。

#### (C委員)

趣旨と原則と2つ入ってしまいましたから。

#### (E委員)

いいのです。頭にこの解説文を書いて、そうしたら原則としてこの 4 つを書けばいいのではないですか。

#### (D委員)

だからコミュニティに参加するということが、目的ではない、参加して、こういうコミュニティで、こういうコミュニティがつくれ

るよということが。

### (E委員)

だから、ずばり、なぜコミュニティへの市民参加なのかの答えだ と思うのですよ。

# (D委員)

これだけではちょっと。

### (片岡委員)

だからもっと入れたいこともあるかもしれないけれども、これの中でいえばこれが趣旨だと。だからこれを、1番最初冒頭にもってこないと。

## (C委員)

趣旨と原則は。

#### (D委員)

まちづくりの主体として、自由かつ平等な立場でまちづくりに参加する権利をもつとか、こうなんていうか、そういうまちづくりみたいなところにつながっていくようなものが、書かれていない。先ほどと同じようなことになるのかなと思うのですけれども、それは。

# ( J 委員)

それも解説に入っている。

# (D委員)

入っている? では、なぜ解説にわけるのですか。

## (E委員)

解説のほうが、何か大切ですよ。

## (D委員)

大事なほうですよね。なんで解説に分けてしまったのかなという、 そうですよ。

#### (E委員)

これをズバリ表現してあるからね。

## (C委員)

③は外したくないから。

#### (D委員)

それはそれでいいのだけど、1、2、3を。

#### (E委員)

趣旨みたいなところね。

#### (D委員)

そこら辺がちょっと解説の部分を。

### (C委員)

参加の対象をどうとらえるかということがあって、だからその多様な活動を解説文で表現したつもりなのですよ。

### ( J 委員)

だけどむしろ、条文化する前の流れの骨組みとしては、解説のほうを入れておいたほうが条文としてはつくりやすいですね。

### (E委員)

私も文章を書いていて、よく間違うのだけれども、何というか、より具体的なほうが先にあらわれて、それがCさんのいっている①がね、だからその具体的な言い方の中で具現されているとすれば、①番はいわなくてもいいのではないかと。例えば解説文のところでいっている言葉は、多様で多面的で重層性のことをいっているのであれば、上のことは書いてあるので、この解説文をいうだけで、それが守られるわけでしょう。だからあえて多様性、重層性なんて入れなくてもいいかと思います。

#### ( C 委 員 )

なんか増長に書くのが条文にそぐうのかなという気がして。

#### ( J 委員)

解説のところ①、②と書いておいて、今この①の部分は逆に解説 のほうがわかりやすいでしょう。

#### ( C 委 員)

解説文はどっちかというと②のことをいっているのですよ。

#### (D委員)

それとそこのところで、例えば①番だと市民の多様な活動が生き生きとしたコミュニティをつくりあげることができる、みたいなそういう書き方ではだめなのですか。多様な活動でもってコミュニティができるのだよということで、そういう多様な活動を生み出しま

しょうよということも、コミュニティのあれではないですか。参加ではないのですか。だから要するに市民が参加できる、参加できるといったら、多様な活動は市民とは別にあって、そこに今度市民が参加できるではなくて、本来はコミュニティをつくりだしまうというところが活動、市民活動をつくりだしまうではないですか。だから行政の参加だと行政という執行部があるから、そこに参加しなければいけないけれども、コミュニティというのは自分たちがつくりだして、つくりだしていくこと自体が参加なのではないですか。

### ( J 委員)

だからそれは多様化することがあるということですね。

# (D委員)

そうです。それで多様にいろんな多様な活動がいろんなところにコミュニティをつくりあげるよというところが重層的で、コニティってもうどこかにあるような気がして、どこかに勝手にあってそれで市民が地域住民はそこで入りなさい、入りなさいというるような気がして、これ全体の条文が、だから全体がそういうるのな感じがするのですよね。では、そのコミュニティの主体ということですよね。誰が主体なのという。コミュニティの主体というのが描かれていないのですよ。全体的にすごく感じるところが、細かいところですけれども全体的な印象です。だからそれには私はコミュニティを主語にしたらどうかと言ったのですよ。それで主語にしたらどうかと言ったのですよ。それで主語にしたらどうかと言ったのですよ。

#### ( J 委員)

①、②はむしろコミュニティがという考え方でしたほうがいいのではないですかね。参加の対象のところの①、②というのは、具体的にコミュニティに対して、コミュニティはという考え方で全て開かれてつくりあげていくまちづくりのために全体をそういうことができるのであって、それについても地域の市民等は市民参加することができますよと。

## (D委員)

コミュニティをつくって、それでそのコミュニティをつくること によっていろんな人が多様に参加できるよということで。

# (C委員)

そこら辺は難しいですね。すでにあるコミュニティに参加する場合もあるし。

## ( J 委員)

それだから逆に②のところで既存を含めたところで……

#### (D委員)

既存のコミュニティに関しては非常に排他的だから、その辺はもっと自由にいろいろな人たちが活動ができるように。

# (C委員)

それは1番の②に書いてある。

#### (D委員)

これ表現ちょっとあれかなと思います。だから私なんか本当に、 反対にコミュニティは、というような感じのちょっと書き方として は考慮されたほうがいいと思うのですが、その辺が既存のコミュニ ティがあって。

#### (C委員)

コミュニティよりも主体である市民でしょう。市民等でしょう。 それでコミュニティにおいて、その排除の論理をやらないというほ うがいいのではないですか。コミュニティが擬人化してという考え 方なのですか。

### ( J 委員)

そんなに縛られるのならば、市民等という形でいけば、逆にコミ

ュニティをつくるという、その部分の要素を。そうすれば別にあま りそこにこだわらないと思います。

## (C委員)

だから①がちょっと文章としては欠けているかもしれません。活動を自由に立ち上げられるというのは、そのコミュニティにするか、そのコミュニティにおいて、私的な活動とかいろんなものによってコミュニティをつくりあげていくことができるとか、そういう文章にするかというのはあります。

### (E委員)

自由に参加していろんな活動をやりましょうよと、つくりましょ うよという形にしていったほうが。

## (D委員)

それはコミュニティだよという感じでしょう。結果それがコミュニティをつなげて、それでいろいろ社会的な地域的な問題とかを持つということではないですか。

#### (E委員)

そういうほうがいいかもしれませんね。解説文のほうが、すごく わかりやすいと思うのだけれども。

#### (C委員)

解説文を条文にしたのだけれども、要するに条文を簡素化して表現しようとしているのね。

## (D委員)

でもこれ、ここだけで解説文とこういうふうに書くとすごく受け 取るほうも困るので、やっぱりそれは。

### (E委員)

解説文の内容はわかりやすいし、条文としても書いてあるけれど、

条文らしい条文でないほうがむしろよいのではないかな。小中学生 が読んでもわかるものがよいですね。

## (D委員)

私はそう思います。

## (D委員)

条文というのはもともと行政がきちっと精査してやるわけですから、その骨子中身趣旨というものがきちんと入るようなもののほうが、やっぱり条文というか骨子案としてはいいと思うので、あまり解説……

# (C委員)

前は解説文、条文をいれていたのだけれど。

## (D委員)

それとあとやっぱり私は既存のコミュニティだけをイメージされていると、コミュニティをつくりましょうというそこら辺は。

## (C委員)

④なんかもつくりましょうということなのですけれど。

#### (E委員)

次の質問なのですが、この3番までの主語が、さっきDさんがいったように地域の市民等なのですね、(3)の参加の方法までが。3以下になると今度は活動団体が主語になっているのではないかなというような気がするのですが、どうですか。3ページの下から4番目、(3)参加の方法までがすべて主語が、主体が、地域の市民等はになっているのですよ。参加してコミュニティつくろうよ、参加しないとだめだと。誰も差別を受けないよ、仲良くね、(3)方法からは主語が活動団体になっているのではないかなと。

# (D委員)

一応主語に地域の市民等と書いてありますよね。

## (C委員)

(3) は活動の主体はと書いてありますね。

## (E委員)

「コミュニティにおいて活動の主体はその活動に応じて」というように、活動の主体は個人ではなくて、団体になっているのですよね。突然として主語が団体になるわけですよ。だからそういうふうに整理されているならいいのだけれども、そういうふうに受け止められるのではないかなと。

# (D委員)

だから地域の市民等というのをどうも私もちょっとここは、そこ ら辺から流れとして整理してもらいたいです。

#### (E委員)

地域の市民等が主語でもよいのですよ。だって地域の市民が地域のコミュニティ活動に参加するということだから。主体は、主語は地域の市民等なのですよ。だから地域の市民等のということが主語にならないと整合性というか統一性がないのではないかなと。そういう気がするのですね。その次の4ページの②の活動の主体は、とくるわけです。これが主語、主体なのです。だけど地域の市民なら地域の市民とまとめたほうが、僕はいいのではないかなと。

それから次の質問。意見なのですが、4ページの次の真ん中から場づくりのところで「地域の市民等は、横のつながりを活用した「諸事業」の創造と実践を行う場(地域まちづくり協議会)づくりを行うことができる。」これは、僕は入れないほうがいいかな。まちづくり協議会という固有名詞は。いろんな固有詞入れないといけないでしょう。これを入れるとすると。ほかにいっぱいあるのだから。

#### (C委員)

これはあえて入れたのですけれども。

### (D委員)

ちょっと私も意見言わせてください。あえて入れてまだ入れ方が足りない、定義づけが足りないと思っているのですよ。いきなり突然出てきて、地域まちづくり協議会を「諸事業」の創造と実践を行う場だなんて、何もイメージわかないです。これ地域まちづくり協議会と書く、むしろ書いておくのですよ、地域まちづくり協議会と書いて、地域まちづくり協議会はこういうものを目的としたものであるということを、性格づけて、それはこういうものをつくることができるよということを、書いてもらわないと性格が全然わからないです。

### (E委員)

そういう言い方もあるし、それだったらそれでもいいですよ。そういうふうな書き方にするならば、それもありだと思いますけれども、それなら、なぜ今まちづくり協議会なのかというところが入っていないとまずいのです。

#### (D委員)

だからそこを書かなくてはいけないのです。

#### (E委員)

だからそこを書かないといけない、それを書いた上で、だから今まちづくりが必要なのだなと賛同を得る、皆がそうだなというモチベーションが感じられるような趣旨が今なぜということで入っていないとだめなのです。

#### (C委員)

条文ではなくて、解説文ではまずいですか。

### (D委員)

いや、それは趣旨が書いていないとおかしいですよ。解説文に分

けないでいただきたいと思うのですね、やっぱり。

#### (E委員)

各段階で、おおげさでなくてもいいけれど、なぜ今そのまちづく り協議会なのか、なぜ今市民参加なのか、なぜ今何々なのかという、 それが1番大事だと思うのですよ。それがないと納得性がないです。

## (D委員)

これ技術的なことばかり書かれているけれど、でも前提が書かれていないのですよ。その前の部分が。地域まちづくり協議会、目的とか意義とかそういうものを書いて、それでまちづくり協議会をつくることができるというならそれでいいと思うのですけれども、その前がすっぽり抜けている感じがします。

## (C委員)

宗像市はそんなふうには書いていないのだけれども。

#### (D委員)

宗像市はどうでもよいのです。宗像市がどうであれ、ここで読んだときに、前にも申し上げたと思うのですが、すごく唐突に出てきて唐突に出すのであれば、これはNPO団体とは違うよという意味もあるから私は出す、出すのなら出したほうがいいと思うのですよ。

#### (E委員)

出すのであれば堂々と、まちづくり協議会設置と。それを書くの であれば、今なぜまちづくり協議会なのかということを。

#### (D委員)

それがないとちょっとこれはなんでこれはこれだけ出てくるのと いうようになる。

#### (E委員)

今なぜまちづくり協議会なのかということが、得力がない、それ

が書けないのであればこれはばっさりやめるべきだと。

## (D委員)

どっちかでしょうね。私はあれならきちんと書くべきだと思います。

# (E委員)

だから書くならば書いてもいい。

## (D委員)

だから書いてください。

## (C委員)

書けるけどね。

### (D委員)

だから私はここで書かないといけないと思うのです。書くべきですよ。

#### (E委員)

何となくまちづくり協議会だけ、ワーッと突然出てくるわけでしょう。なんで今いるのですかと。

## (D委員)

だからそこをちゃんと。

#### ( J 委員)

だけど今流山市は正直な話、この地域分権という流れの中でもって、今市内ではちょくちょくまちづくりやっていますよ。これは自発的にでていますよ。だからそういう流れからいったら、はっきりと地域まちづくり協議会というものを出したほうがいいのです。現実に市民がおこしているわけですから、あえて市民参加条例の中にはっきりと謳ってあげたほうが。

## (E委員)

そういうことであればなぜ今協議会なのかということは。

# (D委員)

次いきましょう。次。

#### (D委員)

それで1つだけ細かいというか、言葉尻になることでちょっと1 番最初のところで差別的な扱いを受けないではなくて、これ不利益 な扱いにしたほうが表現として、それは他の方、読んだ方からして みても、差別的というのはちょっと。

## (委員長)

はい、コミュニティに関連して御意見はよろしいですか。はい、コミュニティ部会では今の御意見を生かした上で再度報告をだして もらうということで、以上です。

だきたいなというふうに思います。そもそも整理がつかないのですね。地域主権という言葉がですね、中におさめるのがちょっと厳しいと。

### (D委員)

ここにどこに市民主権というのが入っているのですか。

## (委員長)

これは1番最初の前文の上のほうでありますように、主権は市民にあるということで。そもそも市民参加条例ということでやったときに。

#### (D委員)

私、入れられると思いますけれども。

### (委員長)

ですから、どういう形で入れられるかと。市民主権と地域主権の定義ですか、考え方の整理をちょっと教えてほしいということです。

#### (D委員)

市民主権というのは住民自治ですよね、それで地域主権というのは団体自治と住民自治と両方入っているのではないのですか。今ちょっとごめんなさい、そこを議論している場合……

#### (委員長)

だからそれはその話でお願いをしたまでです。それから目的は、前回16日から、その整理をして、一応目的というのは読み上げます。市民参加による市民自治の行動を目指す。これは自治基本条例と同じことなのですが、一応おさめてここで。それから市民参加における市と議会の役割と責務、および市民の権利と責任を明確化する。前回市民の権利と責務という形で用意してきましたけれども、それは責任だという指摘がありまして変えております。それから市民参加の原則制度とルールを定める。市民による市民参加を保障す

る。目的としては一応この4つで今入れております。このほかにこ ういったことを入れるべきだとか、こういう視点が必要だというこ とがもしありましたら。

### ( I 委員)

前回のところで、この目的を目的理念という形にして、3番の理念を、ここは基本理念になっていますけれども、ここは、基本原則。 それから目的・理念でいいですか。

## (D委員)

いいですか。ここで意見なのですけれども。

#### (委員長)

ちょっと私のメモを間違えて基本理念を消して、基本原則を消して、また理念だけをいいという形にしていたのですけれども。

# (D委員)

理念というのが消えてしまうから上に入れたらどうですかというこれは関谷先生の折衷案です。これは。だから絶対いいというのではなくて、理念が消えてしまうから、基本原則で理念が消えてしまうから、では、ここに入れましょうかというだけだから、どっちでもいいと思いますけれども。

#### (E委員)

あのときイメージが抽象的で精神論になってしまうからということだったと。目的だけでいいと思います。私は。その理念は基本原則ですか。

#### (D委員)

中身について。前にちょっと申し上げたかどうかは忘れましたけれども、目的の中で市民参加による市民福祉の向上を目指すというのは、これはもう当たり前というか、なんでも市民福祉の向上ですから、これは市民参加による新しい社会をつくりあげるとか、市民

による新しい市民社会とか、そういう意味のことを入れませんかと前にも言ったと思います。市民福祉の向上というのは全部が市民福祉の向上ですから。

# (E委員)

それいっておかないとね。

## (D委員)

そういう形で、前にも議論したと思うのですが、また同じなので すが。

#### ( I 委員)

前文のところでそれ、前文のどこかを。前文のどこかに新しい市 民社会をつくるというような。

### (D委員)

目的で市民福祉の向上というのがちょっとあまりにも大きすぎて、 市民参加条例の部分としては、もう少し具体的な話として入れたら どうですかと前にも言いましたよね。

## ( J 委員)

市民参加で新たなまちづくりを目指すということならすっきりして、条例の目的としてはいいのではないですか。

#### (E委員)

いいのではないですか。新しい流山、市民参加による新しいまちづくりを目指す。それから、イ、ウ、エ。

#### (D委員)

エは市民による市民参加を保障する。よくわからないのですが、 エのところはどういう意味でしょうか。

#### (E委員)

実効性を保障するということ。

# (D委員)

市民参加の原則制度とルールを定め、実効性を担保するとそういうことを入れたほうがいいと思うのです。市民による市民参加もちょっとわからないのですが。

# (C委員)

だから要するにお互いに市民がお互いの市民参加をきちんと認めた上で。

### (D委員)

書かれたBさんに聞いているのです。

# (委員長)

どこからとったか、ちょっとさがしているのですよね。前回の意 見はそのほかいくつかの資料をみながら、やっていたので。

#### (D委員)

では、もしなければ考え直したほうがいいのではないでしょうか。

#### (委員長)

ちょっとそれはもう1回。

#### (E委員)

これ、実効性の担保みたいなほうがよいのではないですか。

# ( I 委員)

市民が実効性を。

#### (D委員)

いや、違うのですよ。

### (E委員)

これ条例なのですか。

## (D委員)

ウのほうに私は、原則と制度、ルールを定め、実効性を担保する とすれば良いと思います。

## (E委員)

それでいいですよ。

### (D委員)

エはよくわからない。

# (委員長)

はい、それ以外の御意見。

# (D委員)

それからですね、協働とかいうのは、自治基本条例第3条に準ずるだけではちょっと足りないのではないかということを前にも説明......

#### (委員長)

ちょっと今は目的のところですから、定義のところはまだしていないので。

#### (D委員)

でもそしたらエのところはどういうふうにするかというのはちょっとBさんほか皆さんの御意見いただきたいのですけれども。

#### (委員長)

だからこれやっぱり前回入っていなくてこれ入れたということで、 今ほかのところも見たり、日本の条例なんかも見たりしているもの ですから、ちょっとここでの文章の表現が少しあれだったのもわか ります。これももう1度思い出しながら次回説明します。ほかに。

#### (E委員)

たぶん実効性を担保するという意味だったと思いますね。

### (D委員)

理念いらないです。目的だけでいいです。理念ではちょっと違う のですよ。

### (E委員)

1番、目的、でいきましょう。

#### (委員長)

はい、これは今の御意見をもとにまた整理してあれします。それ から2番目の定義ですね。ここに市民、市民等、市、市政、参加、 協働ということこれは自治基本条例の第3条にこれに準ずるという 形で書くのではなくて、もちろん文章に入れていることを、文章に 入っていることを、出すわけですけれども、これは括弧書きするか もわかりません。ただ協働というのは、今ここで話し合われている 協働と、自治基本条例の協働と少し理念が変わってきている、それ をこの間自治基本条例を膨らますという形で文章化するというお話 でありましたし、これについては膨らますという方法でいきたいと 思います。そしてここの定義の中に先生のほうから主体であるとか、 行政参加、議会参加、コミュニティという定義づけがあったほうが いいのではないかというお話があったことになっていますし、それ から今日の話の中で、ここで定義すべきかどうかという問題もあり ますけれども、地域まちづくり協議会というものをどう扱うかとい うことで、御意見いただきたいと思いますし、それ以外にも皆さん の議論の中でやっぱりこの定義が必要ではないかというお話があり ましたら、それも入れて固めるようにしたいと思います。

## (D委員)

議会というのは、これやはり入れたほうがいいのではないですか

ね。それともう1つは今Bさんがおっしゃられた地域まちづくり協議会というのは、1回しか出てこないので、それは本文のほうできちっとやるべきだと思います。定義というのは何回も出ているところを定義しなければいけないので、地域まちづくり協議会はもうこれでいいと思います。

# ( J 委員)

それから主体というのはあの場でも言いましたよ、先生も。主体 の定義というのは難しいねと。主体はいいのではないですか。

### (D委員)

コミュニティ、それから地域住民等というのは、あれは市民とまた違うのだから。地域の市民等と書いてある。それなら良いですね。 そうすると、コミュニティは要ると思います。

## (委員長)

コミュニティともう1つあるのは行政参加、議会参加があって、 コミュニティ参加は分ける必要があったと。コミュニティともう1 つコミュニティ参加だというものを入れる必要があったと。

#### (D委員)

参加ってここでやっているから、行政参加、議会参加とか何とか 参加と、すごく多くなるから。

#### (E委員)

コミュニティが定義されればよいのではないですか。

## (D委員)

それでいいのではないですか。

#### (委員長)

では、行政参加も議会参加もこれはもう。

# (D委員)

新しい自治基本条例と違うのではなくて、自治基本条例をベース に膨らませるわけですから、違うのではないのです。

### (委員長)

では、これは今後2月末に向けてここの中身、定義はこの言葉に したほうがいいのではないかというような提案をいただきながら、 この場で詰めて考えても、さらに議論の中で新しいものが出てくる かと思いますので、これは文章化するということで御理解いただき たいと思います。

#### (C委員)

ちょっと私 9 月 1 8 日に欠席してしまったので、総則の中に市の 役割とか議会の役割とか、それはやめたのですか。

### (D委員)

あれはだいぶ前に、行政への参加とそこのところでいろいろ関谷 先生にアドバイスいただいたときに、それは反対にむしろ各、行政 とか議会とか協働の中でその役割みたいなものをきちっと書いたほ うが、より明確になるよということで、それは分解してしまいまし た。

# (E委員)

分解されて行政への参加は、行政への市民参加で。

#### (C委員)

コミュニティのところに市の役割を書かなければいけないですよ ね。

## (D委員)

そういうことですよね。

#### (C委員)

では、バラバラになってしまうではないですか。

### (D委員)

いや、バラバラにはならないです。行政の責務……

# (C委員)

行政のところでも市の役割を書くわけでしょう。議会参加のところでも市の役割……

## (E委員)

市の役割は書かない。行政の役割を書く。

## (C委員)

行政の役割。

## (E委員)

それから議会の役割。

# (D委員)

議会は行政の役割になるのですよね。

#### (E委員)

だから行政のところでは行政の役割、議会のところでは議会の役割。責務ですね。

#### (D委員)

役割というか責務ですね。それはそういうふうにして、そしてより細かく具体的に書けるのですね。全体を……

## (E委員)

Cさんがいっているのは、コミュニティの中での行政の役割とか、 議会の役割を書かなくてはいけないのではないのかということだか ら、そうではなくて、コミュニティはコミュニティの役割を書く。

## (D委員)

でも、コミュニティと行政との関係がある場合には書かなくてはいけないと思います。コミュニティの場合は財政的支援とかいろいるあるわけですから、それはコミュニティの責務として書いたほうがいいのではないですか。ごめんなさい。コミュニティに関わる行政の責務、そうするとそういうふうに分野別にもっとより実効性というか、より明確にその責務が明確になってくるのですね、それは関谷先生おっしゃっていて、それで行政のほうはそういうふうに行政参加はそれで入れました。

# (C委員)

ずっと、目次がずっと生きていたから。

## (D委員)

あれ見てない。

#### (C委員)

目次は8月の段階で作っていたから、入れていない。

## (D委員)

そうですね。それは入らなければいけないと思います。

#### (委員長)

9時になりましたけれど、この基本原則のことで今日は終わりにしたいと思います。基本原則ア、この条例は自治基本条例の具現化であり、市民参加の実現を図り、市民福祉の向上に寄与する。イ、市民等と行政及び議会はそれぞれの立場を尊重し、協力する。ウ、市民等と行政及び議会は応答的関係を大切にする。エ、市民参加の多様性、複数選択性を尊重、保障する。オ、情報を公開し、情報共有を進める。カ、市民等と行政及び議会は、市民参加における協働を重視する。ということでまとめまして、以下に、同じような原則的な話が今まで出てくるのですけれども、PDCAだけではなくて

課題発見レベルからの参加であったり、市民が提案したいことをいっぱいもっていると、そういった信頼をもって、この市民参加をすすめていく、私的活動として始まったものが公的活動に変わる可能性を認める、それから18歳以下、高齢者、障害者等の市民参加についても、こういったものが解説または関係条文内で、対応すると。基本原則ということからは外して考えたいということで。

## ( C 委員)

市民等とは15歳以上にするとか、18歳以上にするとかあったのですけれども、どうなったのですか。

#### (D委員)

すみません、18歳以下、高齢者、障害者市民参加というのは、 前文の中に書いたらどうかという話が、前に出てきているのですけ れど、その辺のところが。前文の中に飲み込んでいただければ。

## (C委員)

18歳以下とか、15歳以下とか。

#### (D委員)

あれは全然議論できていないです。

#### (C委員)

同じ100%の権利を与えるというのはどうかなという気がしますけれどもね。

#### (D委員)

だからその行政参加の中に市民投票、何かのことについては、市 民提案権は何歳以上にするとか、そこも議論できていないですけれ ど、一応線引きは、提案として選択肢はあると。これはむしろ前文 の中に、1番最初から前文の中に織り込むということ。

#### ( J 委員)

この18歳以下というのは。

### (D委員)

これは子どもという意味ですか。これは知りません。

## ( J 委員)

高齢者と障害者と18歳以下とはどういう意味ですか。

### (D委員)

子どもという意味ですよ。なんで18歳以下に途中で変わったような気がして。私が提案していたのは子どもというような意味だったのですけれどもね。

# (C委員)

自治基本条例では18歳以下なのですか。

## (D委員)

子どもというのは一応18歳までにしたかな。

#### ( C 委員)

この18歳以下というのは。普通だと20歳以下だから。

#### (D委員)

自治基本条例でそういうふうにしたかな、ちょっと忘れてしまいました。その辺もあったかもしれません。忘れてしまいました。この18歳以下、何歳以下は子どもという意味です。だからこういうふうに年齢を書かないほうがいいと思うのですよね。私は子どもということで。

## (委員長)

Dさんがおっしゃるように自治基本条例の12条のところに子どもの範囲ということで、子どもの権利条約で18歳未満を対象としていること、児童福祉法で18歳未満を児童としているということ

などを総合的に勘案して、市民のうち概ね18歳未満の者を想定しています、ということで18歳以下としました。

## (D委員)

でも以下と書いてあるのは子どもとして括弧つきで18歳以下と するなりして、子どもという部分を大事にしてもらいたいと思いま す。

### (C委員)

でも、18歳以下というのと未満は違います。

# (E委員)

提案なのですが、このPDCAだけでなく課題発見レベルからの参加なのでしょう。これはこの文言のままでもいいのですけれども、例えば市政プロセスの各段階で参加するみたいな言い方もあるので、すべての段階から参加するのだと、むしろ課題発見の段階から始まり、PDCAの各段階で参加するのだみたいな。

#### (委員長)

これは基本原則の中に入れたほうがいい、入れるべきだという御 意見ですね。

#### (E委員)

はい。ただ、PDCAということはあれなので、行政プロセスでの各段階。

#### (D委員)

でも行政の中でかなりこれは書き込んでいるのですよね。ここで わざわざ……

#### (E委員)

基本原則を受けて、行政のほうで書くということです。

### (D委員)

でもここでわざわざ、では、もうちょっと全ての段階からぐらいの、それは自治基本条例に市民参加というのは、だからここで市民参加等といったときにそのところから書いていって、書いてしまうかね。

# (E委員)

基本原則のところで書いておく。それをその原則を受けて、行政 にも書いてもらうと、そういう手法でよいと思います。

### (委員長)

PDCAは、結構どこでも言っていますけれども、課題発見というのは、ある意味、流山らしさというか、そういうことだと思います。

## (E委員)

だから課題発見から始まったすべての段階に参加する。

#### (D委員)

だけでなくではなくて、課題発見からが最初。

#### (委員長)

はい、では今の御意見を生かしながら。

#### (D委員)

環境、組織は全くもって手つかず。それはしていただきたいのですが、組織は私の担当だったものですから、全く手つかずですから。これで組織になったときに、ちょっと発言させてもらっていいですか。組織のところ、その市民参加協働推進の組織が手つかずということで、まとめましたけれども、これ全く手つかずで、どうもその時に、コミュニティへの参加の部分の組織が書かれていないのでよ。そこは、私、カバーが全くできていないので、これは行政参加と協働の部分のところの組織に対して非常に限定されているので、

コミュニティの組織はちょっと別に書いていただいたほうが。申し訳ないですけれども、それを参考にしながら、よりもっと具体的にそれをもちろん見ながらです。 C さんが書いた組織も全部統合しながら、全体的に行政のほうも書きながら全体を見て、それを入れています。ただ、コミュニティの部分はちょっと私、わからないので、手薄になっています。

## (委員長)

今 D さんから、そこの部分は C さんの、コミュニティのほうでということですね。

それでは次回はまずは今ありました環境、組織をやりまして、それの以外に次回ですね……前にやったところもすべて、総ざらいを。

## (D委員)

行政、協働、議会全部です。行政もやっていただきたいですし、 協働もやりたいし、全部総ざらいをやっぱりしないとやっぱり。

### (E委員)

今度は一気通貫でやらないと。

## ( J 委員)

一気通貫で作ってやってもらわないと。

#### (D委員)

やらないとね、ちょっと。

#### ( J 委員)

そうしないと、その意見交換会に入れなくなってしまいますよね。

## (E委員)

次の会議は16日。

#### (D委員)

16日です。

### (C委員)

16日は10時から12時までの2時間ですか。

# (D委員)

先生は午前中だけですから。

### (C委員)

私がこんなこといっても、先生いない 1 時間前からわれわれが始めてね、少し議論しておきますか。

## (D委員)

組織とかね、全然ここで。特に環境づくりと組織は全くもって皆さん初めてですから、それを前もって多少やっておいて、それでそこから先生が入って、今までフィードバックしたものをこうやっていくというふうにやったほうが、いいかもしれません。その流れでちょっとね。

#### (委員長)

いろいろ素晴らしい提案がありましたけれども、皆さんいかがですか。いいですか。それでは9時からになります。

それで今」さんから出ました一気通貫で資料を一本化したものを 作ってほしいという要望がありましたので、これ前回もそうなので すが、Cさんに。

#### (C委員)

まあ、いいですけれど。

## (D委員)

ちょっと整理がちょっと違う。

#### (E委員)

できたら、事務局にどんどん送ってもらって。

### (D委員)

だからそれで事務局がパッパとやれば、そのほうがはっきりする と思います。 C さん1度欠席されているから、今まで出したことを 並べればいいわけですから。

## (E委員)

前文、目的、基本原則は、先ほどでた形で。行政とか環境。

# ( C 委員)

Eさん、目次をもう1回作ってもらってもいいですか。

## (E委員)

いいですよ。

# (C委員)

それができていれば、あとはそれをあたためて。

#### (D委員)

だから中身はだいたいできているから。意見交換会もありますから組織までやります。

## (E委員)

目次は・・・。

#### (C委員)

先ほど私が言ったように。

## (D委員)

役割とかを直さないと。

#### (委員長)

それでは、まだ送っていない資料、あるいは追加、新たな資料があれば、それは須郷さんのところにお送りするということで、事務局、よろしいですか。お願いします。

### (E委員)

それであくまでも、しつこいようですけれども、番号の振り方が曖昧だと、今何をやっているかわからなくなってしまうから、もう1度確認させてください。

## (委員長)

それは皆さんでそれぞれ気をつけておくこと、そしてさらに、それは事務局のほうで、まずアラビア数字で、普通で1、2、3、その次は括弧で(1)、(2)、(3)そしてアイウエオ、そして括弧という並びということでよろしいですか。

## (C委員)

丸数字は使わないのですか。

#### (委員長)

丸数字は使いません。

#### (C委員)

使わない。1の括弧(1)

#### (D委員)

Eさん、説明して。書いて、もう。

# (委員長)

それからですね、あとこれは、お知らせというのか、あるいは簡単なお願いということもあるのですが、1つは今日話題に出ましたまちづくり、地域まちづくり協議会、これの関連でシンポジウムを10月、ちょっと配っていただけますか。今話しているのは23日の時間と場所と両方皆さんにお伝えして、ぜひとも参加いただきた

いと思います。

### (C委員)

10月23日2時から、午後2時から4時、場所はクリーンセンター。

# (D委員)

テーマは何ですか。

## (C委員)

テーマ、新たなまちづくりに関するシンポジウム。

## (D委員)

地域まちづくり協議会についてのシンポジウムですか。

### (C委員)

それがメインですね。

# (D委員)

どなたがお越しになるのですか。

## (C委員)

関谷先生が基調講演をされて、パネルディスカッションがあって、 一応今予定は井崎市長、それから社会福祉協議会の会長、八木南の 第2コミュニティの会長と全市コミュニティ推進委員会委員長。

## ( J 委員)

すみません、了解は取れたのですか。取れたのですね、良かったです。

#### (E委員)

シンポジウム形式ですか。

### (C委員)

一応そういうことで。

## (委員長)

パネルディスカッション。

# (委員長)

できればできるだけ参加いただいていただければいいなと思います。それから11月6日から4回に渡って、土曜と日曜ですけれども、公開講座をやります。これはまちづくり、市民参加でいろいるやるときにファシリテーターという方が、存在すると会議が非常にスムーズにいく可能性があるということで、これは、主催は流山市と江戸川大学が共催といった形になっております。一応そういうことで土曜、日曜で、朝の10時から午後2時半まで、昼休み挟んでの。

# ( J 委員)

なんでまた 1 0 時になるのですか。いままでずっと 1 0 時半だっ たのに。

#### (委員長)

10時でお願いします。それではこれは、人数が32人とそれ以外に市の職員も参加しますし、だいたい6人くらいでグループワークを中心としたファシリテーションの研修です。

#### (D委員)

コミュニティ課ですか。流山市という。流山市ですけれども、コミュニティ課ですか。

## (E委員)

ちょっとわからないのだけれども、まちづくりファシリテーター を育成する講座でしょう。ということはファシリテーターの基本講 座みたいなことでしょう。それに今回は地域のさまざまな課題を把 握するためのファシリテーターの活躍できる仕組みづくりをすすめますというのは。

# (委員長)

ワークショップの中でそういうその地域のいろんな課題解決を皆 で考えてもらうということですね。

# (E委員)

ケーススタディにしてそういうことをやるということですね。

# (委員長)

そうです。

## (D委員)

仕組みづくりがちょっと違う。

# (E委員)

目的が2つあるのですよね。

## (D委員)

そうそう、市民づくりでありとあるから、仕組みを考えるのかな と思って……

#### (E委員)

仕組みづくりの講座にみえるから、そういう教材を使って、養成 講座をやりますと。

#### (D委員)

やりますということでしょう。ファシリテーションで。

#### (委員長)

はい、ということで、できるだけ参加してください。今日は終わります。

# (D委員)

これはカラー用紙を使っているではないですか。これは予算があったのですか。(笑)

## (委員長)

予定の9時を17分超過しました。これをもって今日は終わりといたします。どうもありがとうございました。

## (兼子コミュニティ課長)

16日は同じくここです。それから、再度担当が作ったものを、 ワードで、メールで送ってください。念のため、全員送ってください。

(閉 会)